

ニュージーランド後期中等教育における NCEA導入の成果と課題

—ESOL教育に対する影響と日本の英語教育に対する示唆—

桐生 直幸（初等教育学科・講師）

Study on the NCEA in Secondary Education in New Zealand: From the Perspective of ESOL Programs

Naoyuki Kiryu

Abstract

This paper puts its focus on the ESOL programs and the National Certificate of Educational Achievement (NCEA) in secondary education in New Zealand. NCEA is a new qualification system introduced in 2002. The assessment criteria shown in this paper is derived from a classroom observation conducted in 2010. It was found that the new system could provide plenty of opportunities for every student, especially for low achievers, to get a good grade in their English learning. In conclusion, the issue of implementing can-do statements into the evaluation of students' language ability is discussed.

Key words : National Certificate of Educational Achievement (NCEA), New Zealand, qualification system, English for speakers of other languages (ESOL), secondary education

キーワード：後期中等教育、NCEA、ニュージーランド、ESOL、中等教育修了資格

1. はじめに

2001年に言語発達能力指標であるヨーロッパ言語共通参照枠（Common European Framework of Reference for Languages：以下 CEFR）がヨーロッパ評議会により公表されて以降、EU諸国を中心にしてCEFRをもとにした外国語教育が急速に発展してきている。イギリスのように自国のカリキュラムとCEFRとを対応させたり、台湾のようにCEFRを参考にして学習指導要領を作成する国・地域が出るなど、世界的にその影響力が広がってきていている（長沼、2010；Figueras、2012）。一方で、オーストラリアやニュージーランドのように、

CEFRをベースとせずに、独自の言語発達能力指標を開発し、英語教育に取り組んでいる国々もある（村上ほか、2003、2011、2012）。

日本では、2012年に日本版のCEFRであるCEFR-J¹が開発されるなど、学習者の英語能力を明示するとともに、学習到達目標を設定する方向で研究が進みつつある。文部科学省（2011）による「国際共通語としての英語力向上のための5つの提言と具体的な施策」の提言¹では、国として学習到達目標をCAN-DOリストの形で設定するとともに、中学校や高等学校ではCAN-DOリストに基づいて目標の達成状況を把握することが求

められており、達成状況を判断するための基準として言語能力指標が今後ますます重要になってくるものと考えられる。一方で、学習到達目標を設定して能力記述をすることによって、教師は個々の能力段階を達成することに主眼を置くようになり、英語能力の向上以外でも大切なこと（例えば、異文化理解を深めて幅広い視野を養うことなど）を見失いがちになるのではないかといった懸念も考えられる。

本稿では、独自の言語発達能力指標を開発した国の一つであるニュージーランドに注目し、英語を母語としない人々のための英語教育（English for Speakers of Other Languages：以下、ESOL 教育）を含めたニュージーランドの教育制度と、2002年から後期中等教育で導入された資格認定制度である NCEA（National Certificate of Educational Achievement）を概観し、NCEA の成果と課題について考察するとともに、ESOL 教育に対する影響と日本の英語教育に対する示唆を検討する。

2. 先行研究

ニュージーランドの教育制度に関する先行研究として、石原（2004）、中村（2009）、村上ほか（2011, 2012）などがある。石原では、初等、中等（教育）学校を中心に、2002年度時点での教育制度が概観されている。新しく導入され始めた NCEA と日本の 5 段階評価とを比較し、日本では学校間格差が見られる一方で、ニュージーランドでは NCEA という全国共通の尺度で測定し学校間格差をなくそうとしていることを指摘している。中村は、2008年度に実施したインタビューをもとに、NCEA 導入時の政治的背景を明らかにしている。NCEA 導入前の旧制度と新制度（NCEA）それぞれに対する意見を比較し、目標準拠方式のテストに完全移行することの難しさを指摘している。村上ほか（2012）は、ESOL 教育の制度や2007年に施行されたニュージーランド・カリキュラムについて概観し、日本の学習指導要領への示唆を提起している。新しいカリキュラムのもとでは、ESOL 教育とともに通常の英語授業

でも学年の枠にとらわれることなく、個々の学習者に合わせて教材選択や指導が行われていると指摘されている。また、各学習段階における学習者の成果物を教師に提示し、評価の違いを防ぐ手立てを講じていることも指摘されている。一方で、評価基準の立て方によっては評価の違いが生じる可能性も考えられるため、本稿では ESOL 教育における実際の評価基準を参照し、その内容についても考察する。

3. ESOL 教育

ニュージーランドの ESOL 教育では、母語を基盤とした英語（English as an Additional Language）の考え方を取り入れられており、通常の授業以外に ESOL 学習者向けの特別授業が展開されている。ESOL 学習者は、学期ごとに英語力評価試験を受験し、「同世代の多くの児童・生徒が身につけていると考えられるレベル」に達するまで継続的に特別授業で指導を受けることになる（村上ほか、2012）。ニュージーランド政府は各学校の実情に応じて ESOL 教育向けの資金援助をしたり、学習者の英語能力の発達に関する指針（The English Language Learning Progressions：以下 ELLP²）を提供するなど、学習者が母語を維持するとともに、さらに英語を理解・運用できる能力を身につけられるような支援をしている。さらに、ELLP は学習領域・到達目標・評価方法などが明記されたニュージーランド・カリキュラム（日本の学習指導要領に相当）に対応しており、どのレベルに達していれば通常授業に参加できるのかを判断することができる。ニュージーランド・カリキュラムでは達成目標が教科ごとに 8 段階で設定されており、学年ごとに設定されているのではなく、複数の学年にまたがって設定されている。ELLP においても、各段階の範囲内で個に応じた指導ができるようになっているのがニュージーランドにおける ESOL 教育の大きな特徴である（ESOL 教育の制度やカリキュラムの詳細については、村上ほか（2011, 2012）を参照）。

4. 中等教育修了資格（NCEA）

ニュージーランドの中等教育は第9学年から第13学年までで、日本の中学校2年生から高等学校3年生に相当する。中等教育修了証書取得のシステムは1998年から変化し始めた（石原、2004）。以前は義務教育修了証書（School Certificate）やバーサリーと呼ばれる大学入学・奨学金資格（University Entrance, Bursaries and Scholarship）で統一試験が行われていたが、2002年度より旧制度を段階的に廃止しながら、NCEAと呼ばれる全国共通の教育到達度資格が導入された。NCEAを含む国家資格体系（National Qualifications Framework）を担当・管轄しているのがNZQA（New Zealand Qualifications Authority）と呼ばれるニュージーランド資格当局である。

NCEAは難易度に応じて3つのレベルに分かれており、一般的に第11学年では「レベル1」、第12学年では「レベル2」、第13学年では「レベル3」を履修する³（詳細はNZQA、2010参照）。しかし、これは学年による制約を課したものではないため、実際には第9学年・第10学年でレベル1・レベル2の科目を履修することが可能になっており、また、第12学年や第13学年でレベル1・レベル2の科目を履修することもできる。学習者の能力や学習の進展度合いなどに応じた履修を可能にした制度であると言えよう。NCEAの資格取得には各レベルともに80単位以上が必要であるが、レベル2とレベル3は20単位まで別レベルの単位を流用することができるため、実質的に60単位以上を取得すれば良いことになっている（表1参照）。例えば、レベル1で80単位以上を既に取得しており、レベル2で60単位を取得した場合、

レベル2のNCEAを取得することができる。

大学入学資格（University Entrance）は、レベル3以上の科目42単位以上を取得しており、次の3つの条件も満たしていた場合に取得することができる。ただし、大学や学部によって入学時に求められる必要条件は異なるため、進学希望先に合わせた科目選択が必要になることも少なくない。

① レベル3以上の科目42単位には、2つの主要教科からそれぞれ14単位、別の1～2教科・領域から14単位を含むこと。

② レベル2以上の英語またはマオリ語8単位（うち4単位はリーディング、4単位はライティング）以上を取得していること。

③ レベル1以上の数学14単位以上を取得していること。

英語、数学などの各教科に複数の科目（学習領域）が設置されており、通常、各科目には2～6単位が割り当てられている。各科目では、学習するスキル・知識が「基準（Standard）」として示されている。この基準を満たしているかどうかを判断するために、校内評価（Internal Assessment）または学外評価（External Assessment）が行われる。校内評価の場合、教師がテストや課題・宿題などにより評価を行う。校内評価結果は、各学校からNZQAに提出されたサンプルに基づき、全国の学校間で統一性があるかどうかが第三者によりチェックされており、国として評価の信頼性を保つためのシステムが構築されている。学外評価の場合は主に学年末の試験による評価となるが、科学技術や芸術のような科目はポートフォリオの

表1. NCEAのレベルと必要単位

レベル	取得条件
Level 1	80 credits are required at any level (level 1, 2 or 3) including literacy and numeracy. (レベル1以上の科目80単位が必要で、数学8単位と、英語かマオリ語8単位を含むこと ⁵)
Level 2	60 credits at level 2 or above + 20 credits from any level (レベル2以上の科目80単位が必要で、うち20単位は他レベルの単位との重複可)
Level 3	60 credits at level 3 or above + 20 credits from level 2 or above (レベル2以上の科目80単位が必要で、うち20単位はレベル2以上の単位との重複可)

注：括弧内の日本語は筆者による試訳

提出を求められることがある。合否判定型 (Unit Standard) の科目は「合格 (Achieved)」「不合格 (Not Achieved)」による成績評価であるが、段階評価型 (Achievement Standard) の科目では「合格・優 (Achieved with Excellence)」「合格・良 (Achieved with Merit)」「合格 (Achieved)」「不合格 (Not Achieved)」の 4 段階評価による成績が付与される。全体として取得した 80 単位のうち、「合格・優」が 50 単位以上になれば優レベルの NCEA、優を含めて「合格・良」が 50 単位以上になれば良レベルの NCEA を取得できる。

ESOL 教育を受けている学習者も、他の学習者と同様に NCEA を取得することが求められるが、学校によっては ESOL 学習者用の科目・クラスが提供されていることもある。例えば、英語の NCEA レベル 1 では、スピーチング系の科目に「公式な場面でスピーチをする (Deliver a speech in a formal situation)」科目 (3 単位) が設置されており、校内評価を行うとされているが、ある学校では通常授業から ESOL 学習者を抽出したクラスでこの科目の授業が展開されており、授業時間内に校内評価試験が行われていた。この科目の合格基準は表 2 の通りである⁴。

表 2 では、「合格 (Achieved)」の評価基準と表現が異なる部分に下線を引いた。判断基準は 3 つの観点で構成されており、それ 1 が内容面、2 が言語面、3 が表現面と考えることができる。内容面は、「論拠となる具体例とともに、考えを公式の場で相手に伝えることができる」かどうかが基準となっている。論拠の説明があるかどうか、考えに説得力があるかどうかで評価が異なっている。言語面は、「内容を構成し、聴衆や目的に応じて適切に言葉や形式を選ぶことができる」かどうかが基準となっている。聴衆にスピーチの目的を印象づけられるように意識して、適切に言語・形式を選んでいるかどうかで評価が異なっているが、「合格」と「合格・良」は同じ基準になっている。表現面は、「アイ・コンタクト、声の変化、ボディー・ランゲージを使いながら、聴衆によく聞こえるように話すことができる」かどうかが基準となっている。自信の度合いやアイ・コンタクト等が常に効果的であったかどうかで評価が異なっている。教師はそれぞれの評価に該当する生徒のサンプル DVD などの資料も参考にした上で、評価基準の違いを念頭に置いて評価することになる。

表 2. 「公式な場面でスピーチをする」科目の合格判断基準

評価	判断基準
Achieved	<ol style="list-style-type: none"> 1. Speak in a formal situation to communicate ideas with supporting detail. 2. Structure content and use language and a level of formality appropriate to audience and purpose. 3. Speak audibly to an audience using some eye contact, variation of voice and body language.
Achieved with Merit	<ol style="list-style-type: none"> 1. Speak in a formal situation to communicate ideas with supporting detail <u>and explanation</u>. 2. Structure content and use language and a level of formality appropriate to audience and purpose. 3. Speak audibly to an audience <u>with some confidence using appropriate eye contact, variation of voice and body language</u>.
Achieved with Excellence	<ol style="list-style-type: none"> 1. Speak in a formal situation to communicate <u>convincing</u> ideas with supporting detail <u>and explanation</u>. 2. Structure content and use language and a level of formality appropriate to audience and purpose <u>to effect</u>. 3. Speak audibly to an audience <u>with confidence and impact consistently using voice, eye contact, and body language for deliberate effect</u>.

注：番号と下線は筆者による

5. 考察

NCEA がもたらした利点として、以下の 2 点を挙げることができる。第一に、第11学年（早ければ第9学年）のうちから将来を見据えて幅広い教科を選択する必要が出てきたということである。大学進学希望者は大学入学資格の必須条件に含まれている英語（あるいはマオリ語）や数学を履修する必要がある。生徒は 1 年間に 5 教科まで履修することができるが、進学を希望する学部によっては他の単位も必要となることがあるため、どのような単位が必要となるのかを早いうちから考えておく必要があり、将来への意識を高める効果が出ていると考えられる。

第二に、どの生徒にも成功する可能性を広げたことである。統一試験では合格か不合格かしかなかったものが、NCEA では単位を積み上げることができるようになった。自分のレベルに応じて履修レベルを変えることも可能であり、能力に応じた履修が可能である。例えば、サモア系の生徒であれば、英語や数学は必要最低限の履修にとどめ、得意なサモア語で高得点を取って取得単位を増やすこともできるようになった。移民や留学生のような ESOL 教育を受けている学習者も含めて、英語母語話者ではない学習者にも成功できる可能性が広がったということである。また、校内評価の場合、科目によっては再試験を受けることが許されており、単位を取得できる可能性が広がったため、中退者がでにくい制度であると言えよう。

一方で、NCEA 導入による悪影響も出てきている。学習者が「何ができるのか」を形式的に評価するだけでは、十分な理解がなくとも暗記学習のみで課題をこなすこともできるという指摘がある（中村、2009）。例えば語彙学習であれば、必要な単語だけを暗記すれば基準をクリアすることはできるが、派生語や語源のしくみを理解しているかどうかは基準で判断されることはない。分析力や思考力のような高度の能力をどのように指導して評価していくのかは、ニュージーランドの中等教育における大きな課題の 1 つであるように感じられる。

日本の中等教育では数値化された成績が重要な

要素を占めており、個々の技能の熟達度が明示的に示されることはない。学習到達目標を CAN-DO リストの形で設定するという文部科学省（2011）による提言は、この問題を解決するための糸口となる可能性を秘めているが、CAN-DO リストにより英語能力を正確に判断するためには、評価者による評価の違いを防ぐための手立てが欠かせないものとなる。ニュージーランドでは NZQA がこの違いを防ぐためにサンプルによる第三者評価を実施しているが、表 2 の判断基準のように、例えば、内容面でどの程度の説明があれば「合格・良」とするのか、判断が難しい記述も散見される。学校側は NZQA にサンプルを提出することによって、各教師による評価結果の一貫性を維持しようとしているものの、より具体的な例も提示したり、評価者である教師対象に定期的な評価トレーニングを行う必要がある。日本でも CAN-DO リストによる評価を導入するのであれば、評価者トレーニングをあらかじめ実施するなど、教師間で評価結果に差異が出ないシステムを構築して評価結果の信頼性を高めるとともに、課題別に具体的でわかりやすい評価基準を採用することが望まれる。

6. 引用文献

- 石原敏秀（2004）「ニュージーランドの教育制度—初等、中等学校を中心として—」『岐阜聖徳学園大学紀要 教育学部編』43, pp. 1-9.
- 投野由紀夫（2012）「CEFR-J の CAN-DO 設定とその活用」『英語教育』2012年10月増刊号, 大修館書店, pp. 66-68.
- 中村浩子（2009）「後期中等教育段階の統一資格制度改革をめぐるポリティクス：ニュージーランドの NCEA (National Certificate of Educational Achievement) を事例に」『国際研究論叢』大阪国際大学, 23(1), pp. 63-79.
- 長沼君主（2010）「Can-do statement」『英語教育』2010 年10月増刊号, 大修館書店, pp. 20-21.
- 村上美保子・今井典子・杉浦理恵・高島英幸（2003）「オーストラリア（クイーンズランド州）に見るパフォーマンス重視の教育実践と評価（前）（後）」『STEP 英

- 語情報』7・8月号 pp. 28-33, 9・10月号 pp. 30-35, 日本英語検定協会。
- 村上美保子・高島英幸・今井典子・桐生直幸・奥村耕一・東野裕子・牛山真弓・石毛佐和子・柿本早紀・人見徹・八代晃 (2011) 『ニュージーランドにおける ESOL 教育』平成20年度~22年度大学院教育改革支援プログラム 国際基準に基づく先端的言語教育者養成 平成22年度報告書 (東京外国语大学大学院総合国際学研究科言語応用専攻), pp. 234-249.
- 村上美保子・高島英幸・今井典子・東野裕子・桐生直幸・奥村耕一・牛山真弓・石毛佐和子・柿本早紀・八代晃・人見徹 (2012) 「ニュージーランドの ESOL 教育における英語発達段階指標—指標を持たない日本の英語教育との国際比較—」『人文研究論叢』星城大学, 第8号, pp. 1-26.
- 文部科学省 (2011) 『「国際共通語としての英語力向上のための5つの提言と具体的な施策」について』(2011年7月13日, http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousha/shotou/082/houkoku/1308375.htm).
- Figueras, N. (2012). "The impact of the CEFR" *ELT Journal*, 66(4): pp. 477-485.
- NZQA. (2010). "NCEA" New Zealand Qualifications Authority (<http://www.nzqa.govt.nz/qualifications-standards/qualifications/ncea/>).
- The Ministry of Education. (2004). "ESOL Funding Assessment Guidelines" Wellington: Learning Media Limited.
- The Ministry of Education. (2008). "The English Language Learning Progressions: Years 9-13" Learning Media Limited.

要旨

本研究は、独自の言語発達能力指標を開発した国の一つであるニュージーランドに注目し、2010年に実施した授業見学をもとに、2002年から後期中等教育で導入された資格認定制度である NCEA の成果と課題に関して、ESOL 教育の観点から考察を加えたものである。NCEA 導入により、中等教育学校の早い段階から将来を見据えて履修する教科を選択する必要性が出てきたとともに、移民や留学生を含めてどの生徒にも成功する可能性を広げることができた。一方で、学習者が

「何ができるのか」を形式的に評価するだけでは、十分な理解がなくとも暗記学習のみで課題をこなすことも可能な場合があるという問題点も明らかとなった。

付記

本論文の作成にあたりご助言を賜りました東京外国语大学教授の高島英幸先生に厚く御礼申し上げます。

(2012年10月1日受稿)

注

- 1 CEFR-Jは2012年3月にバージョン1が公開された。
<http://www.tufs.ac.jp/ts/personal/tonolab/cefr-j/index.html>よりダウンロードが可能となっている（詳細は投野、2012を参照）。
- 2 ELLP が導入されたのは2008年である。
- 3 非常に優秀な生徒の場合、第13学年で奨学金資格につながるレベル4を履修することもある。
- 4 表2で引用した評価基準は、2010年に筆者が現地で授業を見学した際に手に入れた資料をもとに作成したものである。
- 5 2011年度から段階的に数学と英語・マオリ語、それぞれの必要単位数が10単位に変更された。